

様式 1

事業報告書

自 令和 7 年 7 月 1 日 至 令和 8 年 6 月 30 日

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 社団 慶清会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分有り)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 静岡県静岡市清水区村松一丁目 1 番 5 8 号

(3) 設立認可年月日 平成 10 年 6 月 1 日

(4) 設立登記年月日 平成 10 年 6 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	松 本 隆 志	
理 事	松 本 博 子	
同	松 本 容 子	
監 事	松 本 祐 子	

2 事業の概要

(1) 本来業務

	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	松本整形外科・皮膚科	2 2 1 3 2 1 0 8 5 5	静岡県静岡市清水区村松一丁目 1 番 5 8 号	なし

(2) 当該事業年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 7 年 8 月 21 日 令和 6 年度決算の確定

定時社員総会開催

第 27 期事業報告

第 27 期財産目録、貸借対照表及び損益計算書の承認

役員報酬月額決定

様式2

法人名 医療法人 社団 慶清会

※医療法人整理番号 00804

所在地 静岡県静岡市清水区村松一丁目1番58号

財 産 目 録

(令和 8 年 6 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	205,856千円
2. 負 債 額	4,765千円
3. 純 資 産 額	201,090千円

(内訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	179,374
B 固 定 資 産	26,481
C 資 産 合 計 (A+B)	205,856
D 負 債 合 計	4,765
E 純 資 産 (C-D)	201,090

(注)財産目録の価格は、貸借対照表の価格と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 社団 慶清会

※医療法人整理番号 0 0 8 0 4

所在地 静岡県静岡市清水区村松一丁目1番58号

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 6 月 30 日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	179,374	I 流 動 負 債	4,092
II 固 定 資 産	26,481	II 固 定 負 債	673
1 有 形 固 定 資 産	26,463	負 債 合 計	4,765
2 無 形 固 定 資 産	7	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	11	科 目	金 額
		I 出 資 金	8,000
		II 積 立 金	193,090
		純 資 産 合 計	201,090
資 産 合 計	205,856	負 債 ・ 純 資 産 合 計	205,856

様式4-2

法人名 医療法人 社団 慶清会
所在地 静岡県静岡市清水区村松一丁目1番58号

※医療法人整理番号 0 0 8 0 4

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 7 月 1 日 至 令和 8 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	66,053
2 事業費用	212,506
事業損失	△146,453
II 事業外収益	46,257
III 事業外費用	2,498
経常損失	△102,693
IV 特別損失	1,406
税引前当期純損失	△104,099
法人税等	1,712
当期純損失	△105,812

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団 慶清会

理事長 松 本 隆 志 殿

私 松本 祐子 は、医療法人 社団 慶清会の令和 7 年会計年度（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで）の業務及び財務の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事などからその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重要な事実は認められません。

令和 8 年 8 月 17 日
医療法人 社団 慶清会
監事 松 本 祐 子

